

第2章 代議員及び代議員会

(代議員及び代議員会)

第7条 この基金に代議員会を置く。

2・代議員会は、代議員をもって組織する。

(定数)

第8条 この基金の代議員の定数は、30人とし、その半数は、設立事業所の事業主（以下「事業主」という。）において事業主（その代理人を含む。）及び設立事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入員において互選する。

(任期)

第9条 代議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2・前項の任期は、選定又は互選の日から起算する。ただし、選定又は互選が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日から起算する。

(互選代議員の選挙期日)

第10条 加入員において互選する代議員（以下「互選代議員」という。）の任期満了による総選挙は、互選代議員の任期が終る日の前30日以内に行う。ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終る日の後15日以内に行うことができる。

2・互選代議員に欠員を生じたときに行う補欠選挙の期日については、前項の規定を準用する。

3・前2項の規定による選挙の期日は、少なくとも20日前に公示しなければならない。

4・前項の規定による公示の方法は、第6条第1項の規定を準用する。（以下第12条、第14条及び第17条において同じ。）

(互選代議員の選挙の方法)

第11条 互選代議員の選挙は、単記無記名投票により行う。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数を超えない場合は、この限りでない。

2・前項の投票は、加入員1人について1票とする。

(当選人)

第12条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって順次当選人とする。ただし、互選代議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

2・前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、同条同項ただし書の互選代議員候補者をもって当選人とする。

3・理事長は、当選人が決まったときは、当選人の氏名及び所属する設立事業所の名称を公示しなければならない。

(互選代議員の選挙執行規程)

第13条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

第14条 事業主において選定する代議員（以下「選定代議員」という。）の任期満了による選定は、互選代議員の総選挙の日に行う。

2・選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、すみやかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。

3・事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する設立事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。

4・理事長は、前項の通知があったときは、直ちに通知のあった事項を公示しなければならない。

(通常代議員会)

第15条 通常代議員会は、毎年2月及び9月に招集するのを常例とする。

(臨時代議員会)

第16条 理事長は、必要があるときは、いつでも臨時代議員会を招集することができる。

2・理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の招集手続)

第17条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公示しなければならない。

(定足数)

第18条 代議員会は、代議員の定数（第20条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。）の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

(代議員会の議事)

第19条 代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2・規約の変更（基金令第2条各号に掲げる事項に係るものを除く。）の議事は、代議員の定数の3分の2以上の多数で決する。

3・代議員会においては、第17条によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

(代議員の除斥)

第20条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることはできない。
ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(代理)

第21条 代議員は、病気その他やむをえない理由により代議員会に出席することができないときは、選定代議員にあってはその代議員会に出席する他の選定代議員を、互選代議員にあってはその代議員会に出席する他の互選代議員を代理人として、議決権又は選挙権を行使することができる。

2・前項の規定による代理人は、3人以上の代議員を代理することができない。

3・代理人となった代議員は、その代理権を証する書面を代議員会に提出しなければならない。

(代議員会の公開)

第22条 代議員会は、公開とする。ただし、代議員会の議決を経て非公開とすることができる。

(代議員会の議決事項)

第23条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員の解任
- (3) 毎事業年度の予算及び事業計画
- (4) 毎事業年度の決算及び事業報告
- (5) 借入金
- (6) その他重要な事項

(会議録)

第24条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 代議員の定数
- (3) 出席した代議員の氏名並びに代理出席を委任した代議員の氏名及び委任を受けた代議員の氏名
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議決した事項及び可否
- (6) その他必要な事項

2・会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。

3・この基金は、会議録をこの基金の事務所に備えつけて置かなければならない。

4・加入員及び加入員であった者は、この基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。こ

の場合においては、この基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

（代議員会の会議規則）

第 2 5 条 この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。